

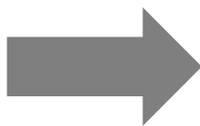
ブラックロック世界好配当株式オープン (愛称：世界の息吹)

追加型投信／海外／株式

【レポート】第229期決算 分配金のご案内

平素より『ブラックロック世界好配当株式オープン(愛称：世界の息吹)』（以下、当ファンドといいます。）をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。当ファンドは2024年12月25日に第229期決算を迎えました。当期の分配金（税引前、1万口当たり、以下同じ。）につきましては、以下の通りと致しましたことをご報告申し上げます。

第228期の分配金
110円

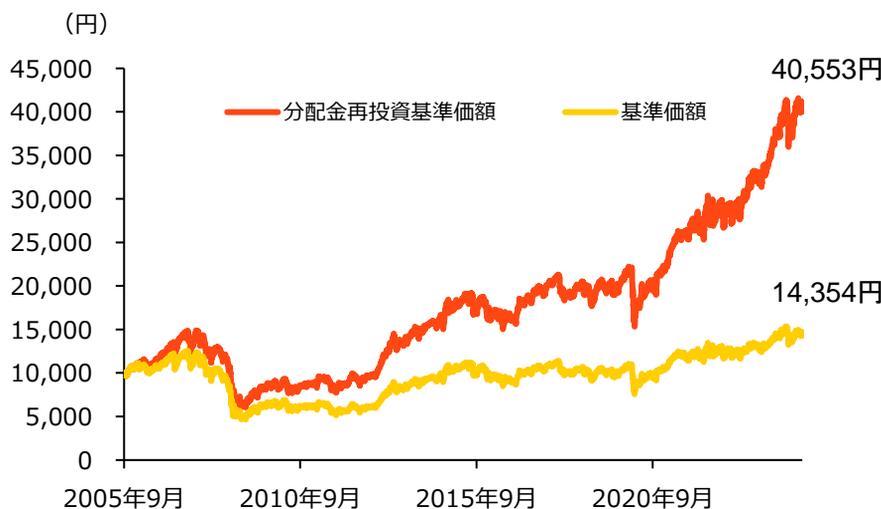


第229期の分配金
130円

【分配金引き上げの背景】

- 運用期間中にも、当ファンドへの投資成果の一部をより多く定期的に分配金として受け取っていただきたいという思いから、組入銘柄の配当利回り及び値上がり益を勘案し、当期の分配金を**130円**に引き上げました。
- 当ファンドは2005年12月の初回決算より、229期連続で分配金をお支払いし、累計支払額は**10,490円**となりました。
- 今後も、当ファンドは世界の好配当株に投資をすることにより、配当収益を含む中長期的なリターン獲得を目指し、安定した分配金の支払い及び信託財産の成長を目標に運用を行ってまいります。

基準価額と分配金再投資基準価額の推移



過去5期の分配金推移

		分配金
第225期	2024年8月26日	110円
第226期	2024年9月25日	110円
第227期	2024年10月25日	110円
第228期	2024年11月25日	110円
第229期	2024年12月25日	130円
分配金累計額		10,490円

※期間：2005年9月28日から2024年12月25日(日次)。分配金再投資基準価額は税引前分配金を再投資したものと算出しています。基準価額および分配金再投資基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後の値です。信託報酬等については、後述の「当ファンドに係るファンドの費用」をご覧ください。

※分配金の金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。上記の表は過去の実績であり運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配を行わない場合があります。

上記は過去の実績であり、将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。

投資リスク ※詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）の投資リスクをご覧ください。

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組入れられている有価証券の値動きの他、為替変動による影響を受けます。これらの信託財産の運用により生じた損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、当ファンドは元金および元金からの収益の確保が保証されているものではなく、基準価額の下落により投資者は損失を被り、元金を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは以下の通りです。

● 株価変動リスク

当ファンドの投資対象ファンドは、世界の株式に投資します。したがって、世界の経済および市場動向または組入株式の発行会社の経営・財務状況等に応じて組入株式の株価および配当金の変動し、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

● 為替変動リスク

外貨建ての投資信託証券を投資対象とします。当該投資信託証券に対して為替ヘッジを行いません。

また、当ファンドの投資対象ファンドは、外貨建資産に投資を行います。したがって、為替レートの変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

● カントリー・リスク

当ファンドの投資対象ファンドは、エマージング（新興）市場の発行体が発行する株式にも一部投資します。エマージング諸国の経済は、先進諸国に比べて不安定であり、その株式市場を取り巻く社会的・経済的環境はより不透明な場合が多く、エマージング諸国の政府は自国経済を規制または監督するうえで大きな影響力を行使することがあります。したがって、先進国市場に投資する場合に比べて、投資先の国の政治・経済事情、通貨・資本規制等の要因により、より大幅に株価が変動することが考えられ、それに伴い当ファンドの運用成果に影響を与えます。

● 債券投資のリスク

当ファンドの投資対象ファンドは、債券に投資します。債券の価格は、政治、経済、社会情勢等の影響により金利が上昇すれば下落し、金利が低下すれば上昇します。したがって、金利の変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、投資した債券の発行体の財務状況により、債務不履行が生じることがあります。債務不履行が生じた場合には、債券価格が下落する等、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

● デリバティブ取引のリスク

当ファンドの投資対象ファンドは、先物・オプション取引などのデリバティブ取引を用いることができます。このような投資手法は現物資産への投資に代わって運用の効率を高めるため、または証券価格、市場金利、為替等の変動による影響から投資対象ファンドを守るために用いられます。デリバティブ取引を用いた結果、コストとリスクが伴い、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、デリバティブ取引は必ず用いられるわけではなく、用いられたとしても本来の目的を達成できる保証はありません。

その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

◆ 流動性リスクに関する事項

当ファンドが保有する資産の市場環境等の状況により、保有有価証券の流動性が低下し、投資者からの換金請求に制約がかかる等のリスク（流動性リスク）があります。

当ファンドにおいて流動性リスクが顕在化すると考えられる状況は以下の通りです。

・経済全体または個別企業の業績の影響により、株価変動が大きくなるまたは取引量が著しく少なくなる等、株式市場動向が不安定になった場合

・主要投資対象とするファンドの購入・換金に制限がかかった場合

※金融商品取引所等における取引の停止時、決済機能の停止時または大口の換金請求については、換金請求に制限がかかる場合があります。

リスクの管理体制

委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門から独立したリスク管理担当部門においてファンドの投資リスクおよび流動性リスクの計測・分析、投資・流動性制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスク（流動性リスクを含む）が運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

投資信託説明書（交付目論見書）のお問い合わせ、ご請求

販売会社にご請求ください。

※以下の表は原則基準日時点で委託会社が知りうる限りの情報を基に作成したものです、その正確性、完全性を保証するものではありません。

金融商品取引業者名		登録番号	日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
いちよし証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第24号	○	○		
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○		○	○
auカブコム証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第61号	○	○	○	○
クレディ・スイス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第66号	○		○	○
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第164号	○		○	
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	○
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○
SMBC日興証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2251号	○	○	○	○
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2336号	○	○	○	○
UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第3233号	○	○	○	
moomoo証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第3335号	○	○		
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第140号	○	○	○	○
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券およびマネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○		○	
PayPay銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第624号	○		○	
株式会社イオン銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第633号	○			
株式会社SMBC信託銀行 ※右の他に一般社団法人投資信託協会にも加入	登録金融機関	関東財務局長(登金)第653号	○	○		○
株式会社広島銀行 (インターネット専用)	登録金融機関	中国財務局長(登金)第5号	○		○	

お申込みメモ ※詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）のお申込みメモをご覧ください。

信託期間	無期限（設定日：2005年9月28日）
購入単位	分配金の受取方法により、一般コースと累積投資コースの2つのコースがあります。購入単位および取扱いコースは、販売会社によって異なります。詳細は販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
繰上償還	当ファンドは換金により受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合、または投資者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情が発生したとき等には、信託期間の途中で信託を終了（繰上償還）させる場合があります。
決算日	毎月25日（ただし休業日の場合は翌営業日）
収益分配	毎決算時に収益分配方針に基づき分配します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。＜累積投資コース＞を選択された場合の収益分配金は、税引き後自動的に無手数料で再投資されます。
換金単位	換金単位は、販売会社によって異なります。詳細は販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	換金代金は原則として、換金受付日から起算して5営業日目から販売会社においてお支払いします。
購入・換金申込受付不可日	ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、ルクセンブルグの銀行のいずれかの休業日に該当する場合は、販売会社の営業日であっても購入・換金は受け付けません。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。配当控除または益金不算入制度の適用はありません。

当ファンドに係るファンドの費用 ※詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）の当ファンドに係るファンドの費用をご覧ください。

投資者が直接的に負担する費用		(各費用の詳細)
購入時手数料	購入受付日の翌営業日の基準価額に 3.30% (税抜3.00%) を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額。詳細は販売会社にお問い合わせください。	購入時の商品説明、販売に関する事務手続き等の対価
信託財産留保額	ありません。	—

投資者が信託財産で間接的に負担する費用		(各費用の詳細)												
運用管理費用 (信託報酬)	<p>ファンドの純資産総額に対して年1.298% (税抜1.18%)の率を乗じて得た額 ※運用管理費用（信託報酬）は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。 ※投資対象ファンドにかかる報酬相当額は、委託会社の信託報酬より支払われます。</p> <table border="1"> <tr> <td>運用管理費用の配分</td> <td>(委託会社)</td> <td>年0.660% (税抜0.60%)</td> <td>ファンドの運用、基準価額の計算、運用報告書等各種書類の作成等の対価</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(販売会社)</td> <td>年0.605% (税抜0.55%)</td> <td>運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(受託会社)</td> <td>年0.033% (税抜0.03%)</td> <td>運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価</td> </tr> </table>	運用管理費用の配分	(委託会社)	年0.660% (税抜0.60%)	ファンドの運用、基準価額の計算、運用報告書等各種書類の作成等の対価		(販売会社)	年0.605% (税抜0.55%)	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価		(受託会社)	年0.033% (税抜0.03%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価	<p>運用管理費用（信託報酬）＝運用期間中の基準価額×信託報酬率</p>
運用管理費用の配分	(委託会社)	年0.660% (税抜0.60%)	ファンドの運用、基準価額の計算、運用報告書等各種書類の作成等の対価											
	(販売会社)	年0.605% (税抜0.55%)	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価											
	(受託会社)	年0.033% (税抜0.03%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価											
その他の費用・手数料	<p>目論見書の作成費用、運用報告書の作成費用、ファンドの財務諸表監査に関する費用等の諸費用について、ファンドの純資産総額の年0.11% (税抜0.10%)を上限として、日々計上され、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払うことができます。ファンドの諸経費、外貨建資産の保管費用等についてその都度、ファンドから支払われます。また、投資対象ファンドに係る保管報酬、事務処理に要する諸費用が別途投資対象ファンドから支払われます。※その他の費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●ファンドの諸経費：信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息等 ●外貨建資産の保管費用：海外における保管銀行等に支払う有価証券の保管および資金の送金・資産の移転等に要する費用 												

※当該手数料および費用等の合計額については、ファンドの保有期間等に応じて異なりますので表示することができません。

※購入時手数料、運用管理費用（信託報酬）およびその他の費用・手数料は、消費税および地方消費税に相当する金額を含みます。

当ファンドに係るファンドの税金 ※詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）の当ファンドに係るファンドの費用をご覧ください。

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分 配 時	所得税および地方税	配当所得として課税されます。 普通分配金に対して20.315%
換 金（ 解 約 ） 時 お よ び 償 還 時	所得税および地方税	譲渡所得として課税されます。 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対して 20.315%

※外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は2024年8月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、
税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（参考情報）ファンドの総経費率

・直近の運用報告書の対象期間（2024年2月27日から2024年8月26日）における当ファンドの総経費率（年率換算）は以下の通りです。

総経費率 （①+②+③）	①当ファンドの 費用の比率	②投資先ファンドの 運用管理費用の比率	③投資先ファンドの 運用管理費用以外の比率
1.42%	1.31%	0.00%	0.12%

※上記は、対象期間の運用報告書に記載されている総経費率（原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含まれません。消費税等の
かかるものは消費税等を含みます。）です。

※①の費用は、投資先ファンドが支払った費用を含みません。

※①の費用と②③の費用は、計上された期間が異なる場合があります。

※計算方法等の詳細は、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。なお、新たな対象期間にかかる運用報告書が作成され、上記の総経費率が更新され
ている場合があります。

委託会社、その他の関係法人の概況

- 委託会社： ブラックロック・ジャパン株式会社
（投資信託財産の運用の指図等を行います。）
- 受託会社： 三井住友信託銀行株式会社
（信託財産の保管・管理・計算等を行います。）
- 販売会社： 受益権の募集の取扱いおよび販売、投資信託説明書（交付目論見書）の交付、信託契約の一部解約に関する
事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

本資料に関してご留意いただきたい事項

本資料は、当ファンドの理解を深めて頂く為の情報提供を目的として、ブラックロック・ジャパン株式会社が作成したものです。本資料は当社が
信頼できると判断したデータにより作成しましたが、その正確性、完全性等については当社が保証するものではありません。運用実績・データ
等は作成日現在および過去のものであり今後の運用成果を保証するものではありません。本資料に記載された市況やポートフォリオの見直し
等は、作成日現在の当社の見解であり、今後の経済動向や市場環境等の変化、あるいは金融取引手法の多様化に伴う変化に対応し、
予告なく変更される可能性があります。本資料に記載された基準価額は信託報酬を控除した後の価額、分配金は課税前の金額を使用し
ております。投資信託は株式・公社債等の値動きのある証券（外貨建ての場合は為替リスクもあります）に投資しますので基準価額は変
動します。従って元本が保証されているものではありません。ファンドに生じた損益は全て投資家の皆様に帰属いたします。投資信託のお申込
みに際しましては、必ず最新の投資信託説明書（交付目論見書）等の内容をご確認の上お客様ご自身でご判断ください。投資信託は、
預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また販売会社が登録金融機関
の場合、投資者保護基金の対象にはなりません。